

～公益法人だより～

第 20 号 令和 5 年(2023) 3 月 2 日
滋賀県総務部総務課 発行

目次

- 1 収支相償を満たさない場合の対応について
- 2 特定費用準備資金・資産取得資金の活用について

1 収支相償を満たさない場合の対応について

毎年度の事業報告等の提出時に添付いただく別表Aにおいて、認定基準の1つである収支相償についての適合状況を判定していますが、判定の結果、当年度の収入が費用を上回り、収支相償を満たさない事例が見受けられます。

このように収支相償を満たさず、剰余金が発生した場合、この剰余金の解消方策について、同じく別表Aにおいて記載いただいているところですが、どのような方策が認められるかなどについてお問い合わせもいただいています。

そこで、内閣府が作成している公益認定等ガイドラインやFAQを基に、剰余金の解消方策として認められる方策を以下でご紹介します。

① 翌事業年度に実施する公益目的事業の拡大や充実のために使用する

剰余金が発生した翌事業年度において、公益目的事業の拡大や充実のために剰余金を使用する方法です。この場合、単に他の財源の代わりに剰余金を財源として公益目的事業を実施するだけでは、剰余金を解消したことにならず、剰余金と同額以上の損失（公益目的事業会計での赤字）を発生させることが必要です。よって、例年実施されている事業を拡大する、または事業内容を充実させるなどの取組が必要ですので、ご注意ください。

② 公益目的事業に係る特定費用準備資金を積み立てる

将来の特定の公益目的事業の実施のため、認定法施行規則第18条に定められた特定費用準備資金として剰余金を積み立てる方法です。特定費用準備資金については、単に将来の赤字補てんを目的として積み立てることは認められず、将来に当該資金の目的である活動を行うことが見込まれることや積立限度額が合理的に算定されていることなどの要件を満たす必要があります（「2 特定費用準備資金・資産取得資金の活用について」参照）。

③ 公益目的保有財産に係る資産取得資金を積み立てる

将来の特定の公益目的保有財産の取得のため、認定法施行規則第22条第3項第3号に定められた資産取得資金として剰余金を積み立てる方法です。資産取得資金についても、特段の計画なしに将来の公益目的保有財産の取得に備えて積み立てるということは認められず、

将来に当該資金の目的である財産を取得し、または改良することが見込まれることや財産の取得のために必要な積立額（最低額）が合理的に算定されていることなどの要件を満たす必要があります（「2 特定費用準備資金・資産取得資金の活用について」参照）。

④ 当期の公益目的保有財産の取得に充てる

剰余金が発生した年度において、公益目的保有財産の取得のために剰余金を充当する方法です。なお、取得する財産が公益目的事業だけでなく、収益事業などにも共用する財産である場合には、財産の取得額のうち、公益目的事業に使用する割合の分のみが剰余金の解消方策として認められます。また、財産の取得が数年後になる場合には、資産取得資金として積み立てることになります。

※ 取得の対象となる財産は、原則的として公益目的事業に実際に使用される財産（例：建物、車両運搬具、什器備品など）となりますが、以下のような内容を満たす場合には、金融資産の取得も認められます（参考資料：内閣府FAQ問V-2-⑦）。

- ①事業拡大に関して、実物資産ではなく、金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと
- ②事業拡大の内容は具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等（理事会等の承認、決定）を受けていること
- ③運用する金融資産について、その内容およびこれから生じる運用益の見込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること
- ④その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

2 特定費用準備資金・資産取得資金の活用について

【特定費用準備資金・資産取得資金とは】

（1）特定費用準備資金

（定義）認定法施行規則第18条において、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用として定義されており、下記のような要件を満たすことが必要とされています。

- （要件）①当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ②他の資金と明確に区分して管理されていること（特定資産として管理すること）。
 - ③当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであることまたは当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
 - ④積立限度額が合理的に算定されていること。
 - ⑤特別の手続きの定め並びに積立限度額およびその算定の根拠について、事業報告等に準じた備置きおよび閲覧等の措置が講じられていること。

（2）資産取得資金

（定義）認定法施行規則第22条第3項第3号において、特定の財産（公益目的保有財産または公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財

産)の取得または改良に充てるために保有する資金として定義されており、下記のよ
うな要件を満たすことが必要とされています。

- (要件) ①当該資金の目的である財産を取得し、または改良することが見込まれること。
②他の資金と明確に区分して管理されていること(特定資産として管理すること)。
③当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないもの
であることまたは当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
④当該資金の目的である財産の取得または改良に必要な最低額が合理的に算定されて
いること。
⑤特別の手続きの定め並びに④の最低額およびその算定の根拠について、事業報告等
に準じた備置きおよび閲覧等の措置が講じられていること。

【公益認定基準(3要件)との関係性】

特定費用準備資金の財務基準への効果

(別表A:収支相償との関係)

- ・別表Aの第二段階において、当期取崩額を収入に、当期積立額を費用として算入しま
す(公益目的の特定費用準備資金に限る)。
- ・ある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事業のための特
定費用準備資金として計画的に積み立てることで、中長期的には収支が均衡することが
確認されれば、収支相償の基準は満たすものとします(内閣府FAQ問V-2-③参照)。

(別表B:公益目的事業比率との関係)

- ・当期積立額を費用額に算入し、取崩額を費用額から控除します。

(別表C:遊休財産の保有制限との関係)

- ・当期積立額を公益目的の事業費に算入(遊休財産の保有上限額に算入)し、取崩額を
公益目的の事業費から控除(遊休財産の保有上限額から控除)します(公益目的の特定
費用準備資金に限る)。
- ・特定費用準備資金に位置付けられた財産は、控除対象財産に該当し、遊休財産額から
控除されます。

資産取得資金の財務基準への効果

(別表A:収支相償との関係)

- ・50%超繰入れの場合(別表A(2)を使用する場合)、第二段階において、当期取崩額
を収入に、当期積立額を費用として算入します(公益目的の資産取得資金に限る)。
- ・50%繰入れの場合(別表A(1)を使用する場合)であって、ある事業年度において
剰余金が生じる場合、当該剰余金を当期における公益目的の資産取得資金に繰入れた場
合には、収支相償の基準は満たされているものとして扱います(ガイドラインI-5.
(4)①参照)。また、前年度において剰余金が発生している場合、当該剰余金の額から当
期積立額を控除した額を当期の収入に加算します。

(別表B:公益目的事業比率との関係)

- ・公益目的事業比率には影響を及ぼしません。

(別表C:遊休財産の保有制限との関係)

- ・遊休財産の保有上限額には影響を及ぼしません。

- ・資産取得資金に位置付けられた財産は、控除対象財産に該当し、遊休財産額から控除されます。

	特定費用準備資金		資産取得資金	
	公益目的事業会計	左記以外	公益目的事業会計	左記以外
収支相償	・積立額：認定法令上の費用 ・取崩額：認定法令上の収入	－	・収益事業等の利益の50%超繰入れの場合※ 積立額：一定額が認定法令上の費用 取崩額：認定法令上の収入	－
公益目的事業比率	・積立額：認定法令上の費用 ・取崩額：認定法令上費用のマイナス	・同左 ・同左	・積立額：認定法令上の費用でない	・同左
遊休財産保有制限	・遊休財産額から除外 ・積立額：保有上限額の計算上加算 ・取崩額：保有上限額の計算上減算	・同左 ・－ ・－	・遊休財産額から除外	・同左

※ 50%繰入の場合：基本的には積立額や取崩額が当該年度の収支相償の計算に影響することはないが、余剰が生じた場合の解消策として利用できます。

(内閣府：「特費のすすめ」より抜粋)

【活用の注意点】

- 特定費用準備資金および資産取得資金について、それぞれ下記のような場合には、当該資金を取り崩す必要がありますのでご注意ください。

	特定費用準備資金	資産取得資金
取り崩す必要がある場合	①当該資金の目的の支出がなされた場合 ②各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 ③正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 (認定法施行規則第18条第4項参照)	①当該資金の目的の支出がなされた場合 ②各事業年度終了の時における財産の取得または改良に必要な最低額が当該資金の額を下回るに至った場合 ③正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、または改良しない事実があった場合 (認定法施行規則第22条第4項において読み替えて準用する第18条第4項参照)

- 理事会等の決議により、取扱規定を設けなければなりません。当該規定は、「積立目的」「積立限度額」「取崩制限」を記載して備置き、閲覧に供する必要があります。
- 毎年度の事業報告等にて、資産取得資金は「別表C(4)」、特定費用準備資金は「別表C(5)」を作成いただく必要があります。作成方法は手引き等もご参照ください。
- 財産目録の使用目的等欄には、「特定費用準備資金」または「資産取得資金」であることを明記ください。

●おわりに

今号が今年度最後の公益法人だよりとなります。一年間お世話になり、ありがとうございました。また、例年、年に2回発行している公益法人だよりですが、今後は不定期とさせていただきます。皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

以 上